

《堺複合スポーツ少年団について》

☆ スポーツ少年団に登録する条件

※登録の有効期間は1年間（年度末まで）。毎年、更新手続きが必要。

<指導者・役員・スタッフ>

- ・18歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」の2名以上の登録が必要
- ・2名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいることが必要
※新規団は、その年度内での資格取得が必要。
- ・指導者・役員・スタッフのうち1名を代表者として選出。
※2団以上の代表者を兼ねるのは不可。

<団員>

- ・満3歳以上で、10名以上が必要。

指導者・役員・スタッフの条件は満たすが、団員数が10名に満たない場合



「堺複合スポーツ少年団」 として大阪府へ登録します。

代表者 : 中西 一郎
代表者住所 : 〒599-8123 堺市東区北野田 1077 アミナス北野田 3階
代表者連絡先 : 072-294-6111
送付先 及び Eメールアドレス : 本部事務局とする

加入条件

指導者・役員・スタッフの条件を満たし、更新の意思はあるが、団員が10名に満たないためシステム登録が出来ない団

☆「スポーツ少年団の理念」を学んでいる指導者が不足している団については、認められません。

申込方法

「堺複合スポーツ少年団」登録用紙に必要事項を記入し、堺市スポーツ少年団本部事務局まで郵送・FAX・Eメールにて送付してください。確認後、事務局より登録料の納入について連絡をします。登録料納入確認後、「堺複合スポーツ少年団」への登録が完了となります。⇒ 事務局でとりまとめ、単位団としてシステム登録をします。

「堺複合スポーツ少年団」加入にともなう注意点

- 各種目の活動場所等については、これまで同様の場所で活動できます。
- 各行事の参加については、堺市スポーツ少年団中央大会、市単位の各種目部会の大会等までは、これまで同様の団名（チーム名）で参加できます。それ以外の府下大会につながる地区予選並びに派遣事業としての全国・近畿スポーツ少年大会等に参加する場合は、登録団名は「堺市複合スポーツ少年団」となります。
- 今後、優良団等の表彰条件としてのこれまでの年数は積算されません。
- 複合団のため、これまでのように機関誌「Sports Japan」は個々の団には届きません。また、日本本部並びに大阪本部からの情報や書類等は、これまで同様堺市本部経由で届きます。